

25外部監査公表第3号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、平成25年10月16日に福岡市長から包括外部監査人による監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成25年12月12日

福岡市監査委員 富 永 計 久
 同 笠 康 雄
 同 齋 田 雅 夫
 同 伯 川 志 郎

1 監査報告と措置の件数

25 外部監査公表第1号（平成25年4月25日付 福岡市公報第6013号公表）分

（福岡市（外郭団体を含む）の貸付金制度及び債権の管理に係る事務の執行について）

・・・19件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

25 外部監査公表第1号（平成25年4月25日付 福岡市公報第6013号公表）

福岡市（外郭団体を含む）の貸付金制度及び債権の管理に係る事務の執行について

第3部 各論

第4章 こども未来局の貸付金

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
4 福岡市賃貸分園貸付金 （意見28） 本貸付金は、賃貸借契約終了後に賃貸人から保育園に返済された額が保育園から福岡市に返済されることになるため、保育園の負担となる原状復帰の範囲等、福岡市の利害に関する部分については契約を確認した上で積極的に意見を述べられたい。 （保育課）	原状復帰の範囲等、福岡市の利害に関する部分については、契約前に内容を確認の上、積極的に意見を述べることとしている。

第5章 保健福祉局の貸付金

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
1 災害援護資金	貸付を行う際は借用証に期限の利益喪

<p>(指摘 13)</p> <p>合理的な回収事務を遂行するために、また裁判上の請求をするためには、貸付金の根拠となる条例に期限の利益喪失条項の規定があるにも拘らず、借用証等においても同条項の規定がないのであるから、同条項を明記することが絶対に必要である。また、それまでの対応として、滞納債務者に対して、債務承認や履行延期の特約合意をするときには、承認書や誓約書に期限の利益喪失条項を規定することが必要である。</p> <p>(総務課)</p>	<p>失条項を明記するとともに、滞納債務者に対して債務承認や履行延期の特約合意をするときに、誓約書等に期限の利益喪失条項を明記するよう改めた。</p>
<p>2 福岡市災害援護臨時貸付金</p> <p>(指摘 14)</p> <p>合理的な回収事務を遂行するために、また裁判上の請求をするためには、要綱に期限の利益喪失条項があるにも拘らず、借用証等においても同条項の規定がないのであるから、借用証等においても同条項を明記することが絶対に必要である。また、それまでの対応として、滞納債務者に対して、債務承認や履行延期の特約合意をするときには、承認書や誓約書に期限の利益喪失条項を規定することが必要である。</p> <p>(総務課)</p>	<p>貸付を行う際は借用証に期限の利益喪失条項を明記するとともに、滞納債務者に対して債務承認や履行延期の特約合意をするときに、誓約書等に期限の利益喪失条項を明記するよう改めた。</p>

第7章 農林水産局の貸付金

監査の結果	措置の状況
<p>1 福岡市農林業金融資金</p> <p>(意見 41)</p> <p>これまでの利用実績等に照らして、予算額が明らかに過大である。予算額と実際の決算額の甚だしい乖離が継続的に続いている状況は、予算制度の趣旨からすれば決して望ましいものではなく、予算</p>	<p>予算額については、資金需要に迅速に対応できるよう、一定の額の確保が必要と考えているが、利用実績の向上を図る必要もあり、平成 25 年度から融資利率の緩和や新たな貸付制度の創設等を行い、制度の充実を図った。</p>

<p>額は過去の実績等に照らして合理的な範囲で算出・設定すべきである。</p> <p>(農業政策課)</p>	
<p>6 福岡市中央卸売市場金融資金制度(協調融資)(水産物部市場金融資金)</p> <p>(意見 63)</p> <p>水産物取引精算会社から提出されている月例報告書では、貸付残額や利息、延滞債権の回収状況などが全く分からない。これでは、要綱に定められている「貸付金の償還状況に関する」報告書とは言えず、月例報告書の記載内容を改めるべきである。また、実際の貸付契約の内容が分からないことから、「融資金の運用状況に関する」報告として、貸付の際の契約書や借用証の写しを、「詳細の分かる書類」として報告書に添付するよう求めるべきである。</p> <p>(市場課)</p>	<p>平成 25 年 4 月に要綱を改正し、貸付金の償還状況に関する月例報告書の様式を定め、貸付残額等を記載するよう改めた。</p> <p>また、貸付を行った場合に、契約内容が分かる書類として返済計画等が記載された資料を添付するよう求めた。</p>
<p>(指摘 25)</p> <p>水産物取引精算会社から提出されている月例報告書には、貸付以外に運用した融資金に関する報告がなく、要綱上求められている「融資金の運用」に関する報告書が提出されていない状況にある。当該融資の必要性、公益性を検討するためにも、これを報告するよう指導すべきである。</p> <p>(市場課)</p>	<p>平成 25 年 4 月に要綱を改正し、融資金の運用状況に関する月例報告書の様式を定め、水産物取引精算会社に報告書を提出するよう指導した。</p>
<p>7 福岡市中央卸売市場集荷対策金融資金制度(直接・協調融資)</p> <p>(指摘 26)</p> <p>福岡食肉市場(株)から提出されている月例報告書では、要綱上求められている「融資金の運用に関する報告」がなされていない。これを報告すべく、報告書</p>	<p>平成 25 年 4 月に要綱を改正し、月例報告書の様式に、融資金の運用に係る報告(貸付残額等)を記載するよう改めた。</p> <p>また、報告の頻度は、毎月報告を継続することとした。</p>

<p>の記載内容を改めるよう指導すべきである。また、貸付状況から月例報告の必要がないということであれば、年度当初及び年度末に報告書を提出するよう、要綱の規定を改正すべきである。</p> <p>(市場課)</p>	
<p>(指摘 27)</p> <p>集荷対策金融資金制度要綱は、卸売業者が生産者に対し何の資金を貸し付けるのかという制度の根幹に関する定めを欠いている。速やかに、規定を設けるべきであるし、その際には、公益目的を達成するために必要な貸付について改めて検討をした上で、貸付の対象とする範囲を具体的に列記すべきである。</p> <p>(市場課)</p>	<p>平成 25 年 4 月に要綱を改正し、卸売業者が生産者に対し、素牛及び生産等に必要な資材の購入資金を貸し付けることを規定した。</p> <p>また、貸付対象の範囲を「飼料、肥育道具類、畜舎の改築等の費用など、肉牛又は肉豚を肥育、出荷するために必要な資材」として具体的に列記した。</p>
<p>(意見 65)</p> <p>集荷対策金融資金制度では、生産者への貸付けにあたって一定頭数の出荷を条件としており、出荷がなされない場合は直ちに期限の利益を喪失させる取り扱いとしているとのことであったが、かかる取り扱いに関する規定を欠いていることから、要綱の改正が望ましい。</p> <p>なお、要綱に新たに規定を設けるにあたっては、中央卸売市場への集荷という公益目的に照らし、契約違反に対していかなる措置をとるべきか、改めて検討すべきである。</p> <p>(市場課)</p>	<p>平成 25 年 4 月に要綱を改正し、貸付けを受けた生産者が一定頭数の出荷をなさない場合は、当該年度の貸付けを取り消したり、翌年度の貸付対象から除外したりすることを規定した。</p>

第 8 章 住宅都市局の貸付金

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>1 住宅新築資金等貸付金</p> <p>(意見 66)</p> <p>本貸付金においては、福岡市住宅新築資金等貸付償還金の収納及び滞納整理に</p>	<p>今後とも適正な事務手続きによるしっかりと回収業務に取り組んでいくとともに、要綱の手続きの認識と適正な記録化を徹底することとした。</p>

<p>関する事務取扱要綱において規定された 手続が取られていないものが多数見られ た。現在の担当課に変更されてからは、 回収業務が強化され、手続も適正になさ れてきているようではあるが、今後、更 に要綱の手続を意識し、記録化を適正に 行った上で、回収業務を行うべきである。 (住宅管理課)</p>	
<p>(意見 67) 債務名義を取得したり、債務承認書を 提出させるなどして、時効管理を適正に 行うべきである。 (住宅管理課)</p>	<p>債務名義をとる実効性のある滞納者が あるか個別状況を調査するとともに、機会 をとらえて債務承認書の提出を求めるな ど、適正な時効管理に努めることとした。</p>
<p>(指摘 28) 福岡市住宅新築資金等貸付金償還金の 不納欠損処分実施要領第 3 条の基準につ いては、福岡市住宅新築資金等貸付金条 例第 8 条第 2 項第 1 号の「特別の事情」 を具体化した基準としては緩やかすぎる ものであり、福岡市住宅新築資金等貸付 金条例第 8 条第 2 項第 1 号の「災害」と 同視ないし類似の事情とは言えない。早 急に、基準について検討をし、「災害」と 同視ないし類似の事情と叫ぶ基準を 策定すべきである。 (住宅管理課)</p>	<p>不納欠損処分実施要領第 3 条の基準に ついて所要の改正を行った。 1 第 1 項において「特別の事情」である 旨の明文化 2 債務者に対する基準の厳格化(第 1 項 第 1 号④の削除及び第 1 項第 1 号⑤に おける「長期疾病、高齢」部分の修正) 3 第 2 項の削除</p>
<p>(意見 68) 不納欠損処理を適正に行うべきであ る。 (住宅管理課)</p>	<p>回収不能な債権が発生しないよう取り 組みながら、適切な不納欠損処理を行っ ていくこととした。</p>

第 9 章 道路下水道局の貸付金

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>1 福岡市水洗便所改造資金貸付金 (意見 72) 本制度にあっては、利用が低迷してい る現状とその原因を踏まえた上で、本貸</p>	<p>下水道整備予定区域の整備状況を勘案 し、平成 27 年度を目処に廃止を含めた本 事業の見直しを行う。</p>

<p>付金または関連制度の内容・要件等について、今一度再検討することが必要かと考える。</p> <p>(下水道河川管理課)</p>	
<p>(指摘 30)</p> <p>本貸付金について、少なくとも複数回以上にわたる継続的な滞納が生じた場合において、「徴収停止」・「履行延期の特約」等の手続をとらないのであれば、福岡市水洗便所改造資金貸付金規則及び「水洗便所改造資金借用書」における規定に基づき、債務者の期限の利益を喪失させる意思表示をすべきである。</p> <p>(下水道料金課)</p>	<p>十分に実態を把握し、悪質または複数回以上にわたる滞納者には、期限の利益を喪失させる「繰上徴収通知書」を送付することとした。</p>
<p>(指摘 31)</p> <p>既に時効期間が経過しているような債権や、実質的に回収が見込めないと評価している債権については、消滅時効の援用による債権消滅を待つのではなく、このような事態が生じた原因や理由等のチェックを経る必要があり、適時・適切な債権放棄及び不納欠損処理を行うべきである。</p> <p>(下水道料金課)</p>	<p>既に時効期間が経過しているような債権や、実質的に回収が見込めないと評価している債権については、関係法令や不納欠損処理要領に基づき、適時・適切に債権放棄や不納欠損処理を実施することとした。</p>
<p>3 福岡市建物移転等資金融資 (意見 76)</p> <p>単年度預託を前提にするとしても、預託の終了時期を決めて行うべきであり、預託の終了時期を含めて、預託制度の内容が具体的に分かるような要綱等に改正すべきである。</p> <p>(用地調整課, 住宅都市局地域計画課)</p>	<p>福岡市建物移転等資金融資制度要領を一部改正し、預託制度の内容及び預託の終了時期を明記することとした。</p>

第 10 章 水道局の貸付金

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>1 福岡市水道局給水工事資金融資制度 (意見 78)</p>	<p>福岡市水道局給水工事資金融資制度実施要領を一部改正し、預託の終了時期を明</p>

<p>単年度預託を前提にするとしても、預託の終了時期を決めて行うべきである。</p> <p>(節水推進課)</p>	<p>記することとした。</p>
---	------------------

第12章 教育委員会の貸付金

監査の結果	措置の状況
<p>1 財団法人福岡市教育振興会貸付金 (指摘 36)</p> <p>奨学生から徴求している借用証書には、期限の利益喪失の定めを明記すべきである。</p> <p>(学事課)</p>	<p>期限の利益喪失に関する事項については、平成26年度以降に採用する奨学生からの適用に合わせ借用証書に明記した。</p>